

やないが、團体交渉権なんが認めん。

西牧氏 此處で便宜上君達の代表は認めたが工場の従業員中より選ぶれた者に
のじや。

杉田氏 職工に關係の者なれば差支ないと思ふ。

竹内氏 否、いやない。

西牧氏 會社は他は關係を持たない、只君達職工一般の要求に対して認める委員
は君達の中、からであらうと駄目じや。

山本氏 ても吾々も関連する者である以上は充分だと思ふ。

近藤氏 さうだ、要は委任の問題にある。

山崎氏 決して會社には認めねばならぬと、言ふ義務はない、何處に義務があるか。

近藤氏 それに義務はありません下せう。

西牧氏 此委任の意味を解せばあらう、他の者には適合しない。

代表同

西牧氏 會社に於ける君達の現状は全うでサボつてゐるじやないか。情けなげな態度を給、

近藤氏 他は知らん其人々の頭の上下による事ですから。

杉田氏 怠業を防ぐとか何かは吾々代表者の責めではない。

山崎氏 乍然君達は一般職工のリーダーではないか、煽動者ではあからう、又他もそ

思つて居るから君達を選んだのではないが、最少し國家の現状や工場の有様を

考へて見たらうい、だらう。宣傳じやないか、結果を試して見るとか或は示威的

行動をするとか、中には全うで問題にたりぬ事はあつたと思ふ、し

又それが一つの脅威的行爲と看做される節もありはしないかと思ふ。

山本氏

杉田氏 職工の怠業は憎み、之を援助を入れるる資格者の責である、私達の此度の代表者

の責任ではないのです、此度の交渉に限られて居ります。

西牧氏 交渉は交渉仕事は仕事として堂々と何故やりぬか、

杉田氏 此様にした、して居る時に従業員一同仕事に人手に付きません。